

平成30年9月10日

## 第28回足立区景観審議会議事録

足立区役所 南館8階 庁議室

足立区景観審議会会議概要

会 議 名	第28回足立区景観審議会		
事 務 局	都市建設部 都市計画課		
開催年月日	平成30年9月10日(月)		
開催時間	午後1時30分 ~ 午後3時32分		
開催場所	足立区役所南館8階 庁議室		
区長の出席	○有・無		
出席者	会長 倉田 直道 委員	副会長 鈴木 誠 委員	松下 希和 委員
	千葉 一輝 委員	吉岡 茂 委員	佐々木 まさひこ 委員
	山中 ちえ子 委員	大竹 さよこ 委員	土屋 のりこ 委員
	村田 雅利 委員	齋藤 きよみ 委員	山屋 昭夫 委員
	中田 裕康 委員	海老沼 孝二 委員	工藤 康浩 委員
	砂原 桃子 委員	今井 和江 委員	窪田 数夫 臨時委員
欠席者			
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 長谷川 勝美 幹事	政策経営部長 勝田 実 幹事	資産管理部長 田中 靖夫 幹事
	産業経済部長 吉田 厚子 幹事	都市建設部長 大山 日出夫 幹事	市街地整備室長 佐々木 拓 幹事
	みどり公園推進室長 臼倉 憲二 幹事	建築室長 服部 仁 幹事	
	そ の 他 区 関 係 職 員		
	資産管理課長 田ヶ谷 正	産業政策課長 島田 裕司	企画調整課長 犬童 尚

	まちづくり課長 稲本 望	みどり推進課長 菅野 和幸	建築調整課長 成井 二三男
	まちづくり課 西部地区まちづくり係長 神山 和洋	西部地区まちづくり係員 久保田 航平	
	事務局		
	都市計画課長 大竹 俊樹	都市計画係長 大田 和弘	景観計画係長 山下 栄一
	景観計画係 主任 石原 希	景観計画係員 神田 恒平	景観計画係員 野崎 裕貴
	景観計画係員 大木 めぐみ		
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28回足立区景観審議会次第</li> <li>・足立区景観審議会委員名簿</li> <li>・第28回足立区景観審議会座席表</li> <li>・第28回足立区景観審議会（平成30年9月）議案書</li> <li>・第28回足立区景観審議会（平成30年9月）報告書</li> <li>・報告2 説明資料</li> <li>・報告3 参考資料</li> <li>・報告3-1 （仮称）プレシス千住大橋 新築工事</li> <li>・報告3-2 都営竹の塚七丁目団地（第一期工事）</li> <li>・景観まちづくり通信 あだまち散歩第3号</li> </ul>		
その他	傍聴人：有・ <input checked="" type="radio"/> 無（ 人）  その他の参加者：有・ <input checked="" type="radio"/> 無		

(審議経過)

○大竹都市計画課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、第28回足立区景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただきます都市計画課長の大竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第6期の景観審議会委員によりまず最初の審議会となります。そのため、事前に配付させていただいております次第にもございますとおり、第一部で委員の委嘱、第二部で審議・報告の二部構成とさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の第一部、委嘱状の交付についてでございます。

まず初めに、1、委嘱状の交付を行います。

私から景観審議会委員の皆様をご紹介しますので、大変恐れ入りますが、その場で一旦ご起立をお願いいたします。

その後、代表でお一人の方に区長から委嘱状のお受け取りをお願いいたします。代表は倉田委員をお願いいたします。その他の方はあらかじめ席上に置かせていただいております。なお、委嘱状の交付の際には写真の撮影も行わせていただければと考えております。

それでは、資料にあります「足立区景観審議会委員名簿」の順番でお名前をお呼びさせていただきます。

まず、学識経験者をご紹介します。

工学院大学名誉教授、倉田直道様。

東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授、鈴木誠様。

芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科教授、松下希和様。

ものづくり大学技能工芸学部建設学科講師、千葉一輝様。

続きまして、足立区議会議員をご紹介します。

吉岡茂様。

佐々木まさひこ様。

山中ちえ子様。

大竹さよこ様。

土屋のりこ様。

続きまして、区内関係団体推薦の方をご紹介します。

東京都建築士事務所協会足立支部長、村田雅利様。

足立区まちづくり推進委員会まちづくり推進委員、齋藤きよみ様。

足立区商店街振興組合連合会副理事長、山屋昭夫様。

足立区観光交流協会評議員、中田裕康様。

東京商工会議所足立支部副会長、海老沼孝二様。

続きまして、公募による区民委員をご紹介します。

工藤康浩様。本日は少し遅れてのご出席と聞いてございます。

次に、砂原桃子様。

今井和江様。

最後に臨時委員をご紹介します。

警視庁千住警察署長、窪田数夫様。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会委員を代表いたしまして、倉田直道様、委嘱状のお受け取りをお願いいたします。近藤区長、どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤区長 委嘱状、倉田直道様。足立区景

観審議会委員を委嘱します。

平成30年4月1日、足立区長 近藤やよい。

どうぞ2年間よろしく願いいたします。

○大竹都市計画課長 倉田委員、近藤区長、ありがとうございました。

それでは、ここで近藤区長よりご挨拶申し上げます。

○近藤区長 お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

今日からオリンピックの年2020年の3月31日まで2年間、皆様方に足立区の景観についてご審議いただくわけでございます。このたび公募委員を募集させていただきましたけれども、今までになく大勢の皆様にご応募いただきまして、それだけ区民の皆様方にとっても、この足立区の景観というものが非常に関心が高くなってきているということを実感いたしました。

特に現在、足立区各地でエリアデザインと申しまして大きなまちづくりが進んでいるところでございますので、そういった意味でも、私どもがどういった景観を次世代に継承していくのかということ、また、どういった景観を新しく生み出していくのかということにつきましても、幅広い皆様方ご専門の見地の中から慎重にご研究いただいて、ご提案いただいて、まさに次世代の足立区の姿というものをぜひ発信していただきたいと思っております。

残したいと思っけても、徐々に徐々に変化してくる、そんな端境期にあつて、今私ども、大きな責任を持って行政にあたらせていただいておりますので、ぜひ皆様方からもさまざまなご意見をいただいて、具体的なまちづくりに生かしていけるように努力してまいります。いろいろお忙しい中お時間をとらせますけれども、何分にもご協力

のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○大竹都市計画課長 近藤区長、ありがとうございました。

区長につきましては、次の公務のため、ここで退席させていただきます。ありがとうございました。

[区長退席]

○大竹都市計画課長 続きまして、名簿にあります幹事をご紹介します。

幹事の任命状につきましては、あらかじめ席上に置かせていただいております。お名前をお呼びいたしますので、その場で一旦ご起立をお願いいたします。

長谷川副区長です。

勝田政策経営部長です。

田中資産管理部長です。

吉田産業経済部長です。

大山都市建設部長です。

佐々木市街地整備室長です。

臼倉みどりと公園推進室長です。

服部建築室長です。

続きまして、関係課の職員をご紹介します。

絵野沢政策経営課長につきましては、本日所用により欠席でございます。

田ヶ谷資産管理課長です。

島田産業政策課長です。

犬童企画調整課長です。

稲本まちづくり課長です。

菅野みどり推進課長です。

成井建築調整課長です。

区役所のメンバーについては以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

以上で第一部、委員の委嘱を終わらせていただきます。

それでは、第二部、審議・報告に移らせていただきます。

議案の審議に入ります前に、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りさせていただいている資料といたしまして、1、次第、2つ目に名簿、3つ目に第28回足立区景観審議会座席表、4つ目に、A4横の一つづりになっております「第28回足立区景観審議会（平成30年9月）議案書」と書かれたものです。5つ目が、A4横一つづりの「報告書」と書かれているものでございます。続きまして、報告案件資料といたしまして、右上に「報告2」とありますA4一つづりの資料、それと、大きな資料になりますけれども、右上に「報告3参考資料」とありますA3の1枚、カラーのものです。それと、右上に「報告3-1」とあります、A4とA3が一つづりになっております資料、最後に、「報告3-2」とあります、同じくA4とA3を一つづりにとじている資料を事前に配付させていただいております。

また、本日席上に、差し替えの資料といたしまして、A4縦両面印刷の「報告2 説明資料」と書かれているものと座席表を置かせていただいております。説明の際は、こちらをご参照いただければと思います。

また、次第の「その他」の資料といたしまして、A3を観音折りいたしました「景観まちづくり通信 あだまち散歩3号」を置かせていただいております。

それと、審議会用の参考資料といたしまして、席上に「景観計画」等をとじ込んであります黒い少し厚目のファイルと、各地の景観ガイドラインをとじ込んであります緑のファイルを席上にご用意させていただいております。この参考資料につきましては、必要に応じてご参照いただければと思います。

以上が本日の資料となっておりますけれども、資料の過不足等はございませんでし

うか。資料の不足等がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、本日の出席定数の報告をさせていただきます。

本日は定数18名のところ17名のご出席をいただいております、審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございますが、審議事項が1件、報告事項が3件ございます。

審議事項につきましては、次第にもございますとおり、第1号議案といたしまして「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名について」でございます。

報告事項につきましては3点ございまして、報告1が「専門部会における部会委員の選任について」、報告2が「西新井大師地区の特別景観形成地区の指定について」、報告3が「景観形成調整部会（平成30年度第1回）における審議結果について」でございます。

その他連絡事項につきましては、本日席上に配付させていただきました資料に基づいてご説明させていただきます。

次に、皆様の席上のマイクの使い方でございます。マイクをご覧いただきますと、右上に話すマークがございますけれども、ご発言の際にこのスイッチを入れていただきまして、ご発言が終わりましたらスイッチを切ってくださいようお願い申し上げます。

なお、本日の説明は紙の資料とモニター画面を同時にご覧いただけます。わかりやすさを心がけて、報告事項では紙と画面どちらをご覧いただくかもお伝えしながらご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本審議会は公開を原則としております。このため、会議の記録につきましては区ホームページで公開させていただいてお

ります。また、会議記録の作成のため録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これから審議に入らせていただきます。

第1号議案の「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名」についてでございます。

お手元の資料では、A4横にとじてあります「議案書」と書かれている資料の1ページをご覧くださいければと思います。

本審議会の議事運営にあたりまして、足立区景観条例第33条第5項の規定によりまして会長の選出を行います。

条例では、会長の選出は委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

○千葉委員 倉田先生にお願いしたいと思います。

○大竹都市計画課長 ありがとうございます。

ただいま千葉委員から倉田委員とのご推薦がありました。倉田委員、いかがでしょうか。

○倉田委員 ご推薦いただきましたので、立候補させていただきます。

○大竹都市計画課長 ありがとうございます。

ただいま倉田委員に立候補していただきましたが、その他、推薦または立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

特にいらっしゃらないということであれば、立候補者は倉田委員ということで、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大竹都市計画課長 それでは、異議なしということで、無投票で倉田委員を足立区景観審議会の会長に決定させていただきます。

すみません、席の移動をよろしく願いいたします。

[倉田会長、会長席に着く]

○大竹都市計画課長 それでは、会長とられました倉田会長、ご挨拶をお願いいたします。

○倉田会長 ただいま景観審議会の会長に選出いただきました倉田でございます。

戸沼先生が30年以上会長をやられてきたということで、その後ということですので非常に責任が重いと思っておりますけれども、皆さんのお力をかりて、足立区の景観の向上に少しでも寄与できるような審議会の進行をさせていただければと思っております。

私自身、足立区につきましては、多分1992年か1993年だったと思っておりますけれども、足立区50周年記念というときに「あだち国際まちづくりフォーラム」というのが行われまして、そのときに総合コーディネーターを務めさせていただきました。そのときに足立区の景観につきましてもいろいろ勉強させていただきました。そして、その当時でも既に足立区は都内の自治体の中でも特に景観まちづくりについては先進自治体でございました。その国際フォーラムのときに、アメリカのランドスケープ、造園の世界的に有名な先生もお呼びしたわけですが、その先生がおいでになって、足立区の景観というのはすばらしいということをおっしゃられて、その後、世界的に出版された本の中でも冒頭に、足立区の景観がすばらしかったということを書かれています。それは、足立区の中には、都市の中にあっても非常に緑もあるし歴史もある、それと農地もある、これが本当に足立区のすばらしい景観なんだということを書かれていたのが非常に印象に残っております。

そういう意味で、その後、足立区の景観も随分発展して、随分高層ビルも増えて、変わ

ってまいりましたけれども、区民の皆さんが愛着を持てるような、そしてここに暮らすことに誇りを持てるような景観づくりにこの審議会としても寄与できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大竹都市計画課長 倉田会長、どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして副会長の指名でございますが、足立区景観条例第33条第5項の規定によりまして会長からの指名となっております。

倉田会長、ご指名のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉田会長 それでは、鈴木委員を副会長に指名させていただきたいと思っております。

○大竹都市計画課長 ただいま鈴木委員をご指名いただきましたので、鈴木委員を副会長とさせていただきます。

それでは、副会長となられました鈴木委員、一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木副会長 鈴木誠でございます。よろしくお願いいたします。会長を補佐しながら足立の景観まちづくりに努めてまいりたいと思っております。

私のことをちょっとお話ししておきますと、区民です。千住生まれで千住育ちなので、人生は足立区とともにあるということです。世田谷のほうに勤め先がある関係で、しかも造園ということをやっている関係で、あちこちの造園関係の緑ですとか公園ですとか、そういった関係のまちづくりに関与させていただいていますけれども、特に下町と言われている荒川・隅田川沿川には深い思いがありまして、生まれ育ったところですので、今以上によりいいまちになっていくように願っていますし、自分の専門をそこに生かせたらいいなと心がけているつもりですので、よろ

しくお願いいたします。

○大竹都市計画課長 鈴木副会長、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上で第1号議案の「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名」を終了とさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、足立区景観条例第33条第6項の規定によりまして倉田会長にお願いいたします。倉田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉田会長 それでは、これからの議事の進行を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人は私と千葉委員が務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、報告事項が3件あるようですので、まず報告1と2につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

○山下係長 事務局です。都市計画課景観計画係係長の山下でございます。

それでは、次第2の「報告」ですけれども、まずは(1)と(2)、報告1と報告2についてご報告いたします。

席上のモニターをご覧ください。また、お手元の資料では「報告書」の1ページをご参照ください。

報告1「専門部会における部会委員の選任について」です。

足立区景観審議会には、専門の事項を調査審議するため、景観計画推進部会と景観形成調整部会の2つの部会を設置しております。

第6期景観審議会委員の選任に伴いまして、各部会委員の選任と部会長、副部会長が選出されましたので、ご報告いたします。

なお、4月以降に景観計画推進部会を2回、景観形成調整部会を3回開催し、ご審議いただいております。

モニターの左の表、景観計画推進部会は、景観計画の推進に関する事項の審議を行う部会です。部会委員としまして、審議会委員の倉田委員、松下委員、鈴木委員、千葉委員、砂原委員と、専門員として黒澤専門員の、合わせて6名を景観計画推進部会委員として選任させていただきました。部会長は倉田委員、副部会長は松下委員が選出されました。

一方、景観形成調整部会は、大規模建築物や大規模開発事業等における景観形成に関する事項の審議を行う部会です。部会委員として、審議会委員の鈴木委員、千葉委員、村田委員、工藤委員と、専門員として北山専門員、馬場専門員の、合わせて6名を景観形成調整部会委員として選任させていただきました。部会長は鈴木委員、副部会長は千葉委員が選出されました。

報告1については以上でございます。

続きまして、報告2「西新井大師地区の特別景観形成地区の指定」についてご説明いたします。

モニター、「報告書」2ページをご参照ください。

本件は、平成29年3月に西新井大師周辺地区まちづくり協議会から、足立区景観条例第11条第3項の規定に基づき、特別景観形成地区指定申請書が提出されたため、指定に際し足立区景観計画を改定するものでございます。

平成29年度に景観計画(案)の作成を行い、平成30年4月2日から5月1日の30日間、パブリックコメントを実施いたしました。結果といたしまして、1件の賛成意見をいただいたため、景観計画(案)については理解を得られたと考えてございます。

続きまして、パブリックコメントの結果及び眺望点の追加による景観形成基準の変更、今後のスケジュールについて報告いたしま

す。

お手元の紙資料では、右上に「報告2」と書かれたA4ホチキスどめされた資料の1ページ、2ページをご参照ください。

パブリックコメントの意見及び区の考え方でございます。意見の内容といたしましては、2ページの要旨部分に下線を引いてございますけれども、今回の特別景観形成地区指定に賛成という意見でございます。

この意見に対する区の考え方といたしまして、西新井大師の魅力を高めるため、西新井大師周辺に住んでいるさまざまな世代の思いを織りまぜながら景観誘導を進めていく旨を記載しております。

続いて、3ページ目です。「西新井大師地区の景観形成基準 変更箇所」でございます。

景観計画推進部会から、西新井大師や山門の後背地について、景観の保全が必要ではないかという意見をいただきました。そのため、「への字」と呼ばれる、環状七号線から「へ」という形をした道路と、西新井大師参道との交差点から見た山門への眺望を眺望点1、地図の青い星印1の部分を目指します。続いて、山門を入り、御祈願受付所前から大本堂を見た眺望を、2つ目の青星印、眺望点2と位置づけました。

これにより、景観形成基準の内容を一部変更しております。下の表、赤線で書かれているところですが、これまで「西新井大師境内からの見え方」と表記されていたところを「西新井大師参道及び、西新井大師境内からの見え方」に変更し、大本堂だけでなく山門への眺望も大事である旨を加えました。

4ページには、現在の眺望点からの眺めとして、眺望点1は山門の上空部を頂部といい、眺望点2では頂部と、両端にあります、今年度第2回景観計画推進部会でご指摘をいただいた裾の部分しころひさしを鋸底部と位置づけ、この

2つについて、それぞれ守りたい背景の範囲を示しております。

また、下の写真では、眺望点1、2の箇所と緯度経度及び標高を記載し、建築計画の際の参考にしていただきたいと考えております。

5ページは、先ほどの眺望点1から山門を見たときの断面図及び平面図です。目線を地上から1m50cm上げたところとしまして、山門の頂部を見ると、その仰角は約8度、水平角は約23度とわかりました。

6ページには、眺望点2から大本堂の頂部を見たときの仰角及び水平角を記載しております。その結果、仰角約27度、水平角約22度となりました。

7ページには、同じく眺望点2から低いしころひさしぶ鋸底部を見たときの仰角及び水平角を記載しております。鋸底部は、仰角約18度、水平角約62度となりました。

8ページには、距離と高さの関係性といたしまして、眺望点1、2の先ほどの範囲を用途地域図に落としたものを記載しております。

まず、眺望点1の場合ですけれども、大師境内の範囲が地図内の赤枠でございます。眺望点1からおよそ200mを超えると大師境内の外側になります。下の表をご覧くださいますと、青い視野の範囲の中に、200mのところまで28.1mを超える建物が建つと、山門の上部に建物が見えてきてしまいます。

この28mでございますが、今回の特別景観形成地区の指定に伴い、これまで足立区全域では45m以上で行ってございました大規模建築物の事前協議を28m以上に変更する予定でございます。それにより建築前の手続きを1つ設けることができ、もしそれを超えるような計画が出た場合は、景観形成調整部会を通して見え方の配慮などをご指導い

ただけると考えております。

同じく下には眺望点2から大本堂を見たときの頂部としころひさしぶ鋸底部の範囲を記載しております。こちらは大師境内の外側はおよそ100mとなり、低いしころひさしぶ鋸底部で、それでも32.5mの高さを超えると見えてくるため、事前協議に該当することとなります。

続いて、今後のスケジュールでございます。画面の「報告書」の3ページをご参照ください。

西新井大師地区の特別景観形成地区指定にあたり、景観法に基づく景観計画の改定については、都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、12月の第63回都市計画審議会にて意見聴取を行いたいと考えております。その後、2月の景観審議会の決定を経て、平成31年4月の指定を目指し、作業を行ってまいります。

また、西新井大師地区を景観形成地区から特別景観形成地区に昇格するにあたり、足立区景観条例及び施行規則の変更が必要となります。そのため、景観計画の変更と並行して、3月に予定されております第1回足立区議会定例会を経て、景観計画の改定と同じ時期での条例及び施行規則の変更を目指し、作業を進めてまいります。

報告2については以上でございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告1、2につきましてご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○工藤委員 区民委員の工藤です。

2番目のほうですけれども、眺望点を決めていただくというのは非常にいいことだと思うのですが、門前入り口の参道が環七まで続いていると思うのですが、まず「への字」道路との交差部を眺望1と決めた理由と、なぜ環七までのもう20mばかり

を考慮に入れていないのかをお聞きしたいです。

○大竹都市計画課長 山門と本堂につきましては、現状で一番景色がいいといえますか、見ばえがいいところがどこかということで場所を選定しているところでございます。

「への字」と参道の交差するところが、ちょうど参道も真っすぐになっていて山門がよく見えるという、写真にもございますけれども、直視できるということで、そこを選定しております。環七のところに行きますと、ちょっと折れているというところがあって、そこからだと少し山門が直視しづらいといえますか、なかなか上空を守るといってもどこら辺かということも微妙になってしまうので、場所として「への字」のところを選ばせていただきました。

同様に、西新井大師本堂につきましても、本堂を見たときに一番青空が見えて映えるところがどこかというようなことを現場でも確認させていただいたときに、お札をお配りしている前のところが一番大師がよく見えたというところがありまして、そのポイントをビューポイント、眺望点として選択させていただいているところでございます。

○工藤委員 理由はよくわかったのですが、いわゆる歴史的建造物の見せ方というのは、どこの古いまちでもそうなのですが、見え隠れだと思えます。「への字」の交差部からいきなりぼんとビューポイントに入るわけではなくて、例えば環七からお参りする人があれば、その少し角を曲がったところからもう大師さんは見えるわけですね。そのときに、その頂部から別の建物が飛び出している、30mくらいの建物が飛び出しているというのは、せっかくここまでやるならば、なぜそこまでコントロールできないのかなと。もう一步突っ込んだコントロール

ができれば、この足立区の本当に貴重な財産である大師さんを守るのではないかなと個人的には思います。

○大竹都市計画課長 貴重なご意見をありがとうございます。

今、眺望点といたしましては、一番よく見えるところという設定をさせていただいているところなのですが、委員がおっしゃるとおり、大師様山門を見たときに、環七側からですとか、「への字」のところの左右からも入っていったときに少し雰囲気がつくれればということもあるのかなと思います。

特に、門前の参道のところについては景観を大事にしていきたいというところもありまして、直接眺望点ということではないのですけれども、報告2の説明資料の3ページをご覧くださいますと、色でエリアの区分がされておりまして、西新井大師の本堂につきましては緑色で塗っていますけれども、参道のところは赤い部分とオレンジの部分がありまして、建物を建て替えるとき、通常であれば、足立区の場合は、45mを超えたり、1万5,000㎡を超える建物については景観形成調整部会というところで事前協議をしておりますけれども、この赤とオレンジのところにつきましては、どんな小さな建物でも事前協議の対象にして、大師の見え方ですとか、参道の雰囲気、和風をつくっていただくために、事前協議を部会の中でして建築物を建築していただきたいと思っております。直接眺望点ということであれば「への字」のところになりますけれども、建物への配慮につきましては、オレンジの部分、赤い部分も含めて、どんな小さな建物でも協議をする中で、景観に配慮できるように誘導していきたいと考えております。

○工藤委員 ありがとうございます。

○倉田会長 よろしいでしょうか。

恐らくここでは、いわゆる眺望点と言いますけれども、そこから見た背景をどのようにコントロールするかということだと思うので、そういった場合には、今設定している眺望点だと、逆に言うと、もう少し手前になると、いわゆる仰角というのはもう少し低くなっていくので、その背後に対するコントロールという点では、より近くに行ったほうがコントロールする背景の対象が広がるという意味では、もう少し手前の眺望についてもある程度コントロールできるという理解をしてもいいのではないかなと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

○山中委員 区議会議員の山中です。

今回、景観計画の見直しという中で、その一つでもある特別景観形成地区の指定というものの報告です。その中で、眺望点を決めてという点も含まれるのですが、先ほど言った、もうちょっと手前からの配慮というのも入るのではないかとということもあるのですが、こういったことで建物の配慮をしていくというところではすごく賛成なのですが、私がすごく気になる点なのですが、環七より南で100号線沿いにある南のほうの参道の入り口の門があります。そこから入ったところの参道に関しても、普通の景観形成地区にもなっていない中、特別景観地区に加えるというのは大変無理があるのはわかるのですが、そもそも西新井大師という歴史的建造物の位置づけの中で、この南の参道というところを重要視していただきたいなと思うのですが、その部分では、部会などの意見もあるだろうかと思いますが、その辺は景観形成地区にしていくとか、そういった見通しを教えてくださいたいなと思います。

○大竹都市計画課長 事務局です。今回ご報

告させていただいた西新井大師周辺地区につきましては、地元以西新井大師周辺地区まちづくり協議会がございまして、この協議会から特別景観形成地区に指定したいということで申請がございました。その皆様のご意見を成就させるべく手続きをとっているというところでございます。

皆様のお机にあります黒い表紙の中に景観計画というものがとじ込んでありまして、足立区景観計画の中の54ページ、55ページをご覧いただきたいと思うのですが、ここに「6. 地区の景観形成の推進」というのがご覧いただけますでしょうか。ここには景観形成地区というものが書かれておりまして、右上に「西新井大師周辺地区の区域」というものがございます。この景観計画の中で景観形成地区に位置づいたところにつきましては、地元の活動が盛んになって、地元からご申請いただくと特別景観形成地区になる手続きがとれるというような条例の構成になっております。まさに西新井大師周辺地区はこれに該当しているということなので、今回申請をいただいて、手続きをしているというところでございます。

この景観計画の中では、景観形成地区は、次の56ページにもあります千住旧日光街道周辺地区と55ページにあります西新井大師周辺地区と伊興寺町の3件しかございません。

今、山中委員からのご指摘は、大師の下、環七のところも大師道だったので、そこもどうかというご意見だと思うのですが、西新井大師の特別景観形成地区の指定とは別に、この景観計画は平成21年5月にできていまして、10年の計画期間を持っているのですが、それが31年度以降に期限が切れるというところもございまして、31年度以降に見直しを考えております。その3

1年度の見直しの際には、大師道、環七より南側のところも景観形成地区に位置づいていかせるべきなのではないかということで少し検討していきたいと考えてございます。31年度には、その改定を経て指定をしていけるといいのかなと思っているところでございます。

○山中委員 ありがとうございます。

そういった方向だということで少し安心しているのですけれども、そういった景観形成、今回、眺望点も決めて、それによるまちづくりの配慮という中で、しっかりとしたそれに対する、自分の資産でできる方はいいのですけれども、そうでなくて、世代継承なども大変で、困難でというようなお店だったり住居があると思うのですが、そういったところへの支援というのは、他自治体では多少あったりしているのですけれども、足立ではどういった経過を踏んでいるのでしょうか。

○大竹都市計画課長 今のところ、西新井大師周辺地区についても、その他の地区についても、特に景観上のしつらえに対する補助等は行っておりません。西新井大師周辺地区まちづくり協議会の中でも、景観としての取り組みを進めていく中で、そういう事業をぜひ区としても考えてもらいたいということ、ご意見としては伺っております。これはまちづくり協議会とまちづくりの中で、どういう事業があって、導入が可能なのかどうかということは今後も引き続き検討していこうということで、課題にはなっているところでございます。

○山中委員 ありがとうございます。

ぜひそういったことも含めて、景観計画の中で言われている、例えば美観だったり、大変美しいまち並みだったりといったところに到達するには、一人一人の安心・安全な暮

らしが前提なのかなといった点で、ちょっとご指摘させていただきました。

もう一つですけれども、高齢者が多いまちでもあるわけですが、そういった中で、門前エリアの石畳の部分なのですけれども、割と聞くのが、すごく風情があっていいという意見と、歩きにくさというようなことも聞かれるのです。高齢者でも安心してお参りができるといったところではどういった工夫、また、景観とは違うところではあるものの、連携していくとか、そういったところが指摘されているとも思いますが、どのような対応なのかといった点です。

○大竹都市計画課長 事務局です。委員がおっしゃるとおり、お参りにあたってユニバーサルデザインとかバリアフリーという視点というのはすごく大切なことなのかなと思っております。大師様の道路の場合は、区のほうで整備というようなことも難しいところもありますので、西新井大師そのものも西新井大師周辺地区まちづくり協議会に入っておりますので、意見交換をしながら考えていければと思います。

○山中委員 ありがとうございます。

○倉田会長 ほかに何かございますでしょうか。

○砂原委員 区民公募委員の砂原です。景観計画推進部会にも参加させていただいています。

この眺望点について少しご意見を出させていただいて、すばらしい資料をつくっていただいて、前回の部会の際にも見入っていたのですけれども、そのときのご説明で、8ページのところの100m、200m、300mと眺望の幅の脇のところの高さとかは、28mは制限がかかり、届出が出るので大丈夫ですとおっしゃっていただいて、私もそうかなと思ってはいたのですけれども、第1回

のときもご質問させていただいて、このすばらしい資料がどこに公開されていくのかなど。当初から、もしこういう資料ができたらすてきだなと思っていて、つくるときに、少し際のあたりのところの高さは、計画によってはちょっと微妙かなと思っておりまして、せっかくここまでしっかり資料ができて、この資料がどこに入るのか、なかなか難しいのかなと思っていて、基準解説書とか方法がおありか、ちょっとご検討いただければなと思っていますののですが。

○大竹都市計画課長 ご意見ありがとうございます。

この研究成果といいますか検討については、景観計画の中に直接入れ込んでいくのは少し難しいのかなと思っておりまして、景観計画の中には、大師参道の景観に配慮したものを建てていきたいということで書かせていただくと思っております。ただ、我々も、せっかくつくったものであって、逆にこれらを生計者にも見ていただいて、場所的な配慮というのが必要かどうかというジャッジもしてもらえればと思っておりますので、実はちょっと物は違うのですが、日暮里・舎人ライナーの沿線地区も特別景観形成地区になっておりまして、日暮里・舎人ライナーの沿線につきましても、解説書をつくって、それをホームページですとか窓口でご覧いただいて、設計者には事前明示をして、情報を共有化してやっていただければと思っております。ちょっとPRができていなくて申しわけないのですが。

そのように、日暮里・舎人ライナーについては解説書をつくっていて、今回、西新井大師地区につきましては事例集というものをつくって、和風のまちをつくっていかうという中で、和風ってどういうものなのかという事例集をつくって、それを共有化できればと

思っております。画面に、今つくっている差最中のものを。和風を目指して、どういうデザインにみんながしていってもらえると、我々がいいと思っているものがどういうものかというものを事例として出させていただいて、そういうものを、さっき山中委員から少しご意見がありましたけれども、お金を使ってくれということではなくて、少しの工夫でできることもあると思いますので、そういうものに配慮してまち並みを形成していただければと思っております。この事例集の中に少し高さの関係とかを入れて情報の共有化をしていきたいと思っております。

○砂原委員 ありがとうございます。

○倉田会長 よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

○土屋委員 土屋です。

今、景観を守るということでは言われましたが、こうした眺望点を設けて規制をかけていくということはいいことかと私も思います。私は出身が京都で、奈良に近いところに住んでいたもので、寺社仏閣めぐりが子どものころ好きでよく行ったのですけれども、こうした歴史的な視点、景観、歴史的なものを区内に残していくことはとても大切なことだし、守らなければできないことだと思っております。

この写真を見ていて気になることがあるのですが、4ページのところで、頂部、しころひさしぶ鋸庇部と書かれている写真があるのですが、眺望点から見られる景観に関してはコントロールを働かせていこうということは決められていく方向なのですが、肝心の境内の中ですよね、この写真の右下にも屋台がちょっと写り込んでしまっているようなものがあるのですが、この境内、私も行って見たときに感じたのですが、ちょっと景観にそぐわ

ない屋台というか、お店というか、そういったものがあってしまって、せっかく景観を整えても、ちょっと残念な感じがあって、雰囲気というか風情を壊してしまうというか。境内の中のことに関してコントロールするって難しいのかもしれませんが、そうした全体的に景観を守っていく、風情を守っていくという視点も必要じゃないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○大竹都市計画課長　そういうものについては、協議会等も活用してお伝えしていければと思っておりますけれども、和風を意識した景観形成とあわせて、実は西新井大師につきましては、足立区で一番観光客といえますか、集客力があるというところもありますので、そういった意味で、賑わいの景観づくりというものも少し考慮する必要があるのかなと思っております。落ち着きだけではなくて、少し賑わいもといったときに、例えばお祭りなんかもそうなのかもしれないですけども、固定的に設置されるものと別に、流動的に設置されるものとかもあると思いますので、そういう賑わいとか文化だとか、そういうものについても少し配慮をていきたいと考えております。

○土屋委員　ぜひ、和風事例集というものもつくられるということですので、そうした中で、規制をかけられなくても、みんなで一緒につくっていくという観点で守っていったらいいのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○大竹都市計画課長　委員がおっしゃられるとおり、どのようにまちづくりを進めてきたのか、どのようなものを大切にしているのか、どういう文化があるのか、そういうものも少しトピックで載せながら、何を西新井大師地区は大切にしているやっってもらいたいのかということが伝わるような資料にでき

ればと思っております。

○倉田会長　ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告1、2につきましては、質問につきましては出尽くしたと思いますので、続きまして、報告3につきましては説明をよろしくお願いいたします。

○山下係長　事務局です。引き続き座って説明をさせていただきます。

それでは、報告3「景観形成調整部会（平成30年度第1回）における審議結果」についてご報告いたします。

席上のモニターをご覧くださいませけれども、「報告書」の4ページをご参照ください。

足立区では、区景観条例に基づき、開発地区内の個別建設事業の事前協議にあたり、景観形成調整部会においてご意見をいただき、区から事業者へと、良好な景観誘導を行っております。

今年2月の第27回景観審議会以降、現在までに協議が完了した2件について、その概要を報告いたします。

ご報告する案件は、「1 案件一覧」の表に、画面で網掛けをしておりますものでございます。

画面の7ページになりますけれども、協議した案件の位置を示しておりますので、あわせてご確認ください。

また、各案件の景観形成調整部会からの意見と事業者の回答につきましては、8ページから10ページに記載してございますけれども、詳細のご報告は、別冊の紙でA4とA3を一つづりにしたホチキスどめの資料で順にご報告させていただきます。

それでは、各案件のご報告を行う前に、本日初めて景観審議会にご出席いただく委員もいらっしゃると思いますので、事前協議及び景観

法に基づく届出について簡単に説明をいたします。引き続き席上のモニターをご覧ください。

まず、事前協議とは、景観形成調整部会において区内の個別案件に関する事項について調査審議を行い、良好な景観形成を誘導するものでございます。

事前協議には足立区景観条例第20条に基づく大規模建築物の建築に係る事前協議、同条例第22条に基づく大規模開発事業（景観ガイドライン）、同条例第24条に基づく開発地区内における個別建設事業がございします。それぞれの対象規模は記載のとおりでございます。

なお、大規模開発事業（景観ガイドライン）は、調整部会にて審議した後、景観審議会本審にて審議・決定いたします。

大規模建築物及び個別建設事業につきましては、調整部会の専決事項として協議完了を行い、後に審議会へ報告を行っております。

続きまして、これまでの事前協議案件についてご説明いたします。

お手元の資料、右上に「報告3参考資料」と書かれたA3の紙1枚をご参照ください。

景観形成調整部会においてこれまでに調査審議を行った案件をプロットしております。左側の調整部会では平成29年度までに大規模建築物を21件、右側9地区の景観ガイドライン、景観ガイドライン地区内における個別建設事業を34件、審議を行っております。

続きまして、景観法に基づく届出についてご説明いたします。モニターをご覧ください。足立区では、景観法第16条第1項に基づく届出により良好な景観形成の誘導を進めております。届出における対象規模は記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、事前協議及び景観

法に基づく届出についての説明は以上でございます。

それでは、改めまして、協議が完了した2件を詳しくご説明申し上げます。モニター画面、「報告書」の4ページをご参照ください。

1件目、報告3-1、第2号「(仮称)プレシス千住大橋新築工事」について、ご報告いたします。

本件は、千住大橋駅周辺地区景観ガイドラインにおいて、高さが15m、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築に該当するため、足立区景観条例第24条に基づく、開発地区内の個別建設事業の事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただき、協議が完了したため、その協議内容についてご報告するものでございます。

続いて、お手元の紙資料、A3とA4を一つづりにしております「報告3-1」と記載した紙資料をご参照ください。

A3資料の02ページに案内図がございします。本計画地は京成本線千住大橋駅に近接しております。

03ページは千住大橋駅周辺地区景観ガイドラインに沿ったコンセプトでございします。

04-1ページは設計概要と付近見取図でございします。

04-2ページが、駅付近より見た東側のはめ込み画像、モニタージュ写真でございします。

続きまして、04-3ページが南側の住宅地より見たイメージパースでございします。

05ページが配置図でございします。

06ページが現況写真の撮影位置を示しており、続く07ページが現況写真でございします。

08ページが1階平面図でございします。平面図には歩行者や車両の動線を記載いた

いております。

09ページは2階から7階、10ページが8階、9階と屋上の平面図でございます。

屋上のR階の設備につきましては、部会より、「ルーバーの設置や色彩の工夫によって周辺の高層建築物からの見え方の検討を」とご意見をいただきました。こちらに関しましては、貯水槽や設備配管の基礎等を外壁と同系色とすることによって、見え方に配慮すると回答いただいております。

11ページが立面図でございます。上のほう、北側立面図の右下に緑色で着色されている部分には壁面緑化を施すということになっております。

12ページ、13ページは、高さが記載された立面図でございます。

14-1ページは電灯設備の配置に関する平面図です。

14-2ページは設置予定の照明器具が記載されております。

15ページは緑化計画図でございます。図面の左下には、先ほど11ページの立面図に記載されておりました壁面緑化の詳細図がございます。

16ページ、17ページが日影図でございます。こちらは午前8時から午後4時までの日影を記載した図面でございます。

次の回答-08ページ、その次の回答-15ページにつきましては、景観形成調整部会のご意見を受けて改善いただいた平面図及び緑化計画図でございます。改善点を赤枠の線で囲っております。モニター画面には改善前の図面を表示しておりますので、お手元の紙資料回答-08ページと比較しながらご覧いただきます。

まず、モニターの画面、08ページでは、当初より設置を予定しておりましたベンチについてです。画面では左上にある1カ所で

す。景観形成調整部会より「賑わいの景観軸や緑の景観軸内にあるベンチなどの連続性に配慮しつつ、多様な人が利用しやすいようなベンチの位置や設置する数の検討を」とご意見をいただきました。そこで、当初、敷地の内向きだったベンチを道路側に移動し、さらには店舗側にもベンチを1カ所追加すると、改善する回答をいただきました。その店舗の下、南側には建物のゴミ置場がありまして、その見え方についてもご意見をいただきました。

紙資料次のページ、回答-15、緑の計画について、右下の赤く囲まれた部分について、部会より「道路に面する緑化について、樹種の選定やゴミ置場の壁面緑化を行うなど、南側の緑量に配慮するとともに、中高木によるゴミ置場への周辺からの見え方について検討を」とご意見をいただきました。

モニター画面、改善前は低木のサツキツツジだった樹木を、中木のハナミズキ12本にすることで、ゴミ置場の見え方について配慮すると回答いただいております。

また、全体敷地の左側、敷地の西側に隣接する街区の中には通路がありまして、その「緑化との連続性について、周辺と一体感のある樹種を選定するように」とのご意見に対し、「周辺からの連続性と一体感のある樹種で計画する」と回答いただいております。

そのほかにも、2階以上の照明について「暖色系の照明を使用し、暖かみを感じられる空間にするように」とのご意見をいただき、廊下照明を暖色系にすると回答いただいております。また、1階店舗利用者の自転車について「路上にとめることがないよう誘導すること」というご意見をいただき、店舗運営にあたり管理・利用規約などを周知徹底するとの回答をいただきました。最後に、1階店舗の設置予定のサインにつきましては、「適

切な規模、形状、色彩となるように誘導すること」というご意見をいただき、地域全体で一体感のある統制されたサインとするとともに、ユニバーサルデザインに配慮したサイン計画となるよう、適切な規模や形状、色彩へと誘導するとご回答いただいております。

以上、部会意見も踏まえて、一定の対応がなされたと判断しまして、平成30年6月に事前協議を完了いたしました。

報告3-1については以上となります。

続きまして2件目、報告3-2「都営竹の塚七丁目団地（第一期工事）」についてご報告いたします。

モニター画面、「報告書」4ページ、第3号をご覧ください。

本件は、竹の塚北地区景観ガイドラインにおいて、高さが15m、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築に該当するため、足立区景観条例第24条に基づく、開発地区内の個別建設事業の事前協議を行いました。

都営竹の塚七丁目アパート及び西保木間四丁目アパートの建替えに伴う長期的な事業となるため、第一期工事に該当する2棟についての建物配置、形態・意匠と、都営竹の塚七丁目団地全体の外構・植栽計画等について、景観形成調整部会においてご審議いただき、事前協議が完了したため、その協議内容についてご報告するものでございます。

続いて、お手元の紙資料右上「報告3-2」と記載したA3とA4を一つづりにしております資料をご参照ください。

まず、01ページ、こちらは本計画のコンセプトを記載してございます。今回の第一期工事に該当しますのは、左下のA棟、B棟の2棟となります。

02ページから05ページまでは竹の塚北地区景観ガイドラインからの抜粋となります。本開発地区の位置及び区域と規模、さ

らには周辺地域の状況について記載してございます。

続きまして、06ページは現況の住棟配置図でございます。

07ページから13ページは、団地の現況や既存樹木、周辺の道路、公園の現況写真を載せてございます。写真をご覧くださいますと、従来からある団地群、既存樹木が並んでございます。

次に、14ページでございます。14ページは建築の概要でございます。住棟が8棟、集会所など合計2万6,748㎡、敷地の面積もほぼ同じで、2万8,716㎡、建物として使用する利用建ぺい率は22.29%、利用容積率、全体を通して94%という計画となっております。

続きまして、次の15ページは、右下に赤字で「修正後」と書かれた土地利用計画図・外構計画図でございます。この図面をご覧くださいながら、モニターには従前の図を映します。次のページをめくっても同じものがございます。こちらを比較していただきますが、景観形成調整部会のご意見を受けて修正した内容についてご案内申し上げます。

まず、団地内の中央にあるピンク色の通り「緑の記憶のみち」は、敷地の北側で行き止まらず、団地の外に人や自転車が通り抜けられるような表現に修正を行いました。

また、「団地自体が閉鎖的にならないよう、西側道路からのアプローチや団地内通路の確保など周辺住民とのコミュニティの形成に配慮」との意見に対しまして、左側に4棟が縦に並んでいる住棟の中央2棟の北側のところに、赤い矢印で団地内通路を4mに拡幅し、さらには、西側にある東武鉄道の線路沿いからのアプローチとして整備するとの回答をいただいております。

続きまして、16ページ、修正後のA棟立

面図、次のページが部会提出時の当初の16ページ。次の17-1と17-2ページは、部会意見を受けて修正いただいた立面図でございます。それぞれを比較しますと、カラーパネルがつけました。

こちらは部会よりいただいたご意見で、長大な壁面による単調色での圧迫感の低減、縦の分節化についてご意見がありまして、バルコニーには落下防止の手すり部のパネルの色、また、廊下部は玄関ドアの色を変えることで、縦のラインを強調させ、圧迫感を低減するとの回答をいただいております。

続きまして、18ページは外観透視図でございます。

19ページは配棟計画でございます。

20ページは、部会意見を受けて修正いただいた緑化計画図でございます。お手元の資料、次のページは、右下に部会提出時と書かれた20ページが従前、手前のほうが修正後、両方を比較していただければと思います。

こちらにつきましては、先ほど15ページで説明させていただきました「南北通りの通り抜け」及び「団地内通路の確保」に係る修正を行っております。

また、部会より「外構計画については、今後も区の緑化担当と協議を継続するとともに、工期ごとの事前協議をお願いする」とのご意見をいただきました。これにつきましては、工期ごとの実施設計及び植栽設計において、その都度協議を行うとの回答をいただいております。

続きまして、21ページから22ページは緑化計画における樹木の予定品種でございます。

23ページは既存樹木管理図でございます。緑の保全及びまち並みの継承への配慮といたしまして、保存に適した樹木は、原則保全としております。

24ページから26ページは沿道部における詳細な計画でございます。

最後、27ページは照明計画でございます。

以上、景観形成調整部会の意見を踏まえて、一定の対応がなされたと判断させていただきまして、平成30年7月に事前協議を完了いたしました。

報告3-2については以上でございます。  
○倉田会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまご報告いただきました報告3につきまして何かご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○佐々木委員 まず、プレス千住大橋のほうですけれども、これは事前協議チェックリストで、近隣への圧迫軽減に配慮したということで、2階、7階をセットバックを行ったということなのですけれども、04-2の資料、駅側からは周辺の景観になじんで、ほとんど違和感がないように見えますけれども、次の裏の04-3のほうだと、これは南側からですか。そうすると、この住民の方々というのはかなりマンションに囲まれて、非常に圧迫感がありそうに、単純に見て思うのですけれども、この方々というのはどういう形でおられるのでしょうか。景観的には問題はないのでしょうか。

○大竹都市計画課長 事務局です。

まず、前提といたしまして、04-1で配置が出ておりますけれども、上の「店舗」と書いてあるのはポルタポルタというところで、その下の、道路が横に8の字になったように入っているところが、このニッピ・リーガルのところを開発するときに、全体を開発するために設定した従前居住者の代替地になっておりまして、ここはもともと住んでいらっしゃる方々が住むということで、写真でもご覧いただくとおり、低層の住宅が多い

というところがございます。

ただ、このまちづくりを行っていくときに、地区計画というものを策定しているわけですが、地区計画を策定する中では、この高さ制限についてはそんなに低くなくて、30m程度の高さの制限をかけているということで、1階、2階、3階しか建たないような土地の設定はしていないというところで、本計画につきましては、許容範囲の中で建っているというところがございます。

ただ、地元の方としては、代替地として来て、低層地というようなイメージを持っていたのだけれども、そうじゃないものが建つということを見聞きしているのでも、余りいい感情ではなくて、今まさにこの地域の中でまちづくり協議会等もあって、この建物の是非については協議をしていると聞いてございます。

○佐々木委員 なるほど。30mということですからしょうがないのかもしれないけれども、マンションのほうが後に建つわけですから、そういう面ではこの周辺の方々は、余りいい感情を持たれないのは当然だろうと思いますけれども、これは協議していく中で、相談とかはありますけれども、これはもうしょうがないのでしょうか。

○大竹都市計画課長 建築制限があって、その中で建つということであると、やむを得ない部分もあるのかなと思っております。

今、委員がご覧いただきました事前協議のチェックシートにつきましては、でき得る限り、景観のルールがある中で、守れるものは何なのかというところで配慮していただいているというところのチェックをしているというところがございます。

○佐々木委員 わかりました。

それから、竹の塚のほうですけれども、A棟とかB棟は6階、8階という形ですけれど

も、H棟とかは10階建てになってくるのですけれども、かなり高層になってきますけれども、全体の景観は、だんだん高くなっていくということで、配慮しているということなのでしょうけれども、特に北側は道路がありますから問題ないということでしょうか。

○大竹都市計画課長 19ページをご覧いただきますと、委員がおっしゃるとおり、真ん中のB-B'断面というものがほぼ南北の断面を描いているものですが、南側には既存の低層の住宅等がありますので、そことの連続性ということで少し低い住棟で、北側については都市計画道路があり、またその北側には西保木間四丁目団地がございますので、そことの一体ということの中では、北側のほうに少し高くなっていくというような配棟計画になってございます。

○佐々木委員 このB-B'断面で、セットバックを幾分かしているんですね。そして植栽をして、基本的には広場があって、歩道があって、緑地があってという形で、車道まで相当距離がある。このセットバックはどの程度しているのですか。

○大竹都市計画課長 申しわけございません、ここは実は地区計画がかかっている、地区計画の中で壁面後退を指定はしているのですけれども、今、距離が正確に出てこないのでも、また改めてご報告させていただきます。

基本的には、20ページにあります配棟の中でH棟というところの北側があいていますけれども、ここの部分は壁面後退によってあいていると考えられるというところがございます。

○佐々木委員 この団地全体を集約して高層化していくわけですが、その過程で全体に威圧感のあるようなつくりにならないように、ぜひお願いしたいと思います。こ

こは団地群という形になりますと、その団地はよく存じていますけれども、まとまってくるとかなり威圧感が出てきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大竹都市計画課長 基本的には、現況ある住棟よりも近づかないということと、日陰もそれ以上与えないということを設定して東京都のほうも設計しているのので、今の委員のご意見につきましては東京都のほうにも伝えてまいります。

○倉田会長 よろしいですか。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

○大竹委員 区議会議員の大竹です。

私からは1点、プレシス千住大橋の新築工事に關してでございますが、景観形成調整部会のほうでいろいろ審議をしていただいて、最終的にこういった形になりましたというご報告かと思うのですが、私のほうからはベンチについてでございます。当初、ベンチが駐輪場の入り口のところですかね、角の1カ所だったところを、調整部会によって、もう1つつけ加えられたという経緯のご説明がございました。

このベンチに關してでございますが、歩行環境を整える上で、当然、ベンチですから休む場所になるというところで、1つ増やしたというところではありますが、一方、ベンチが増えることによって、そこにベンチがあると、そこに人がたまるですとか、ごみが発生するとかというご意見も伺うことがございます。特に、ここは1階が店舗になる予定ということで、どんな店舗になるかにもよるかと思うのですが、この新しく設置されるベンチでございます。今後、入居者さんも入られて、まちが動き出した際に、このベンチの管理というのはどちらのほうが行う予定か教えていただきたいと思ひます。

○稲本まちづくり課長 今こちらのほうが

分譲しまして、この敷地内は全て区分所有になりますので、恐らく事業者のほうからは、この店舗はコンビニ系のものであると聞いております。まだ確定ではないのですけれども。そうすると、その中で、管理組合のほう基本的にはこのベンチを管理するということになりますので、公のほうは管理しないということになろうかと思ひます。

○大竹委員 時々そのベンチに人が集まって、少し近隣にご迷惑といった意見が寄せられる場合がありますので、当然、ベンチが設置されることによって助かる方もいらっしゃると思ひます。ただ、また一方ということもございますので、またそういったご意見のときには、管理組合を通してしっかりとやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○大竹都市計画課長 賑わいの創出なのか迷惑なのかというのは紙一重のところもあるかと思ひます。そこら辺は注視していきたいと思ひます。

○村田委員 景観形成調整部会のほうにも出席しております村田でございます。

私のほうから事務局に補足の説明をお願いしたいところがございまして、報告3-2、都営竹の塚七丁目団地でございますが、15ページ、修正後及び部会提出時につきまして、「緑の記憶のみち」というところがございますが、南北に道路がございましてところを上下抜けられるような表記をとということでございますが、これについて、車両の通り抜け等がないというふうには北側については記憶しておりますが、その辺の補足説明をお願いいたします。

○大竹都市計画課長 事務局です。これは「緑の記憶のみち」と、あえて「記憶」とつけているのは、現況もこのように抜けられるようになっているというところがございます

す。ただ、北側が都市計画道路にもなっていて、ここで交差点をつくるのは危ないということもあったようで、ここは基本的に車止めがあって、歩行者と自転車しか通れないようになっております。この現況を生かして、これから建替えをするにあたって、同じような設定で、車は通さず、歩行者と自転車だけということ考えているというところがございます。

ただ、南側からは、それぞれの住棟への駐車場ですとか搬入というものがありますので、南側からは最低限の車両は入ってくるということは考えられます。

○村田委員 ありがとうございます。

○倉田会長 ほかはいかがでしょうか。

○海老沼委員 商工会議所から出向しています海老沼でございます。千住大橋の件で2点ほどお伺いしたいと思います。

今日、現地をぐるっと回って見たのですが、04-1ページの近隣の図にありますように、8の字型の道路の、従来の地権者の住宅が建っているところの入り口のところに「車両の通り抜けはご遠慮ください」という、ちょっとしゃれた看板が道路の2つの入り口に置いてあるのです。この図面を見ますと、08ページの平面図のところに、こちらの道路のほうから駐車場の出入り口として、中の平置き駐車場とかバイク置場とか、そういうところに車両・バイクが入ってきます。あれを見ますと、今までの地権者の方たちが、ここを一つの自分たちの専用の空間みたいな誤解を意識の中でしているのかなと思います。道路を見ましたら私道ではないのですから、公共の道路であれば、その地域の住民だけではなくて一般の方たちにも通行の権利が当然出るわけですから、建築にあたって周辺住民との調整をぜひうまくやっていただきたいなというところが1点でござ

います。

2点目は、08ページの平面図のところに北側の大きな通りのところの植栽の絵がございまして、植栽計画の回答-15という平面にももっとそれを拡大してございます。1点心配していることが、ここの店舗にどういう店舗が入るのかということが1点と、もう一つは、私どもは現在、仕事柄、自転車の撤去活動をしているものですから、ここの施設は千住大橋駅に非常に近いというところで、ともすると民地内に自転車を置いていかれてしまうというケースがあると思うのです。道路に面した植栽をつくっていただくことは非常にありがたいことなのですけれども、植栽を入れる、これはブロックか何か立つのですか。そこと官民境界との間を多分10cmとかあけるんじゃないかと思うのです。この図ではわからないほどなのですが、建築会社さんや設計者さんからしてみれば、少しでも官民のところゆとりをみたいイメージで少し空間を設けるんじゃないかなと想像しているのですけれども、実は10cmの空間をそこに置かれてしまうと、自転車のタイヤを横に置いただけで、実はほとんどの車体は歩道に面しているにもかかわらず、条例上、撤去できないのです。そういう問題がありますものですから、この植栽の構造物は官民境界ぎりぎりにつくっていただきたい。そうすれば、この植栽の前面だけは自転車を放置することはないと思いますので。

それから、この店舗がどういう店舗が入るかわかりませんが、店舗前に自転車を全部おさめてくれれば問題ないのですが、少し出ると、そこら辺がいつもトラブルのもとになるものですから、店舗の管理者とこのマンションの管理者が協力体制をとっていただければ、それでうまくいくのですけれども、実際の運営上のことも想定しながら、建築途中の

中でご指導いただければありがたいなと思います。

以上です。

○稲本まちづくり課長 まず、ご指摘の私道の件でございますけれども、現状が42条1項2号道路と申しまして、底地をまだURが持っています。将来的にはこの道を足立区で管理するよう今協議をしていますが、現状ではまだ私道でございます。そして、その使用ですとかいろいろ今協議しているのですが、それが整った場合には、いわゆる42条1項1号の認定区道として足立区が管理するような形になります。

ただし、昨年11月に近隣の中高層条例に基づく説明会を行った際には、その中で、清掃の車が入ってくるのはしょうがないだろうと。通るのは、マンションが建てば、近隣の方ともいろいろあったのですけれども、車が通るのぐらいいはしょうがないだろうというようなお話の議事録が残っていますので、その辺につきましては今後も話し合いとなります。ただ、店舗のいわゆる産業廃棄物としての物の車が入ってくるのは、それはちょっとやめてほしいというのがその中で出ました。その辺はきっちり私どものほうも、まちづくり連絡会の事務局をやらせていただいていますので、まちづくり課のほうで調整していければと思っております。

それから、店舗がどのようなものが入るかというところでございますが、先ほどちょっとお話し申し上げましたとおり、コンビニエンスストアを中心というところで、まだ確定はしていないというところでございます。ご指摘の自転車の駐輪関係につきましても、十分事業者のほうに申し伝えまして、特に植栽と境界のここは歩道が広くございます。歩道と車道のところにL字が入りまして、ご指摘のとおり、歩道と境界の間は縁石一本にな

りますから、フラットになります。当然、ご指摘のように、自転車を置いて、ちょっとでも空間があると、というようなことが想定できますので、それは施工者あるいは一建設のほうに、そういうことは十分注意してください、あるいは管理組合のほうにも、そういったことがあれば、十分区の駐輪場対策のほうでもいろいろ手当てがききますので、その辺は十分やっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○海老沼委員 ありがとうございます。

○倉田会長 よろしいでしょうか。

○工藤委員 竹の塚の件ですけれども、これは質問というか一区民委員として意見を述べさせてもらって、できれば議事録に残していただきたいなという意味で、ちょっと述べさせてもらいます。

私が言うまでもなく、足立区は都営団地、23区内で20%強を占める団地群の多い区です。それが今50年に一度の大きな千載一遇のチャンスで建替え計画がめじろ押しで進んでいます。景観形成調整部会の中でも非常に審議が難航して、今のこのご報告ではなかなかその空気感というものが伝わらないのかなと思ってこの意見を述べさせてもらいたいのですけれども、我々区民としては、この多くの団地を占める都営団地が非常にいい方向に進んでいけば、足立区そのものが大きな転換を迎えると思っています。URなどはかなりいろいろな試行錯誤を繰り返してやっていただいているので、私はそれなりには評価したいと思っているのですけれども、これからの都営団地の進み方というのが、景観形成調整部会でも、非常に難航しながらも我々は意見を述べさせてもらって、変な意味、闘いというわけじゃないのですけれども、意見の交換が激しかったということ、そういう空気感はもちろん区の方は十分ご存じ

なのでしょうけれども、たびたび議員の方々は景観委員がかわられるので、なかなかそこから辺が伝わり切れていないのかなということを、私、一区民として感じています。ですので、大いに持ち帰って、この都営団地の今後のあり方というもの大きなウェーブになって、いい方向に進んでいくことを非常に願っているということだけ述べさせていただきます。

ありがとうございます。

○倉田会長 ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○大竹都市計画課長 調整部会を含め区の努力を今、工藤委員は評価をしていただいたのかなと思って、ありがたく思っております。

都営住宅建替えにあたっては、最初、東京都も、公営住宅法の建替えということで義務的なものですから、特に余り華美なしつらえですとか、そういうものはできないということで、最初はかなり強くあたっていたようなイメージがあるかなと思っております。

また、足立区は地下水位が高い関係で木がなかなか育たないという中で、50年もたつと都営住宅の中にもすごくいい木がありますので、それをどう残していくかということも少し議論になってきて、その中で1つあったのは、協議をしたものがちゃんと守られていないですとか、そういうこともあって、担保性をどう高めていこうかということも協議の中では随分やってきたのかなと思っております。鈴木副会長が部会長で、東京都のほうに強く物を言いながら協議が進んできて、次回またご報告させていただく江北七丁目団地等につきましては、これよりもさらにいいような形で東京都から協議を受けているということもありますので、徐々に徐々に努力しながらスパイラルアップして、都営住宅の建替えそのものいいものになって

いっているんじゃないかなと実感はしているところでございます。

○工藤委員 フォローアップありがとうございます。

○倉田会長 ただいま調整部会の部会長である鈴木副会長のお話もあったので、鈴木委員、何かございましたら、補足でも結構ですけども。

○鈴木副会長 調整部会で決定したことが、先ほど一番冒頭で説明がありましたように、この景観審議会の専決事項ということで、今日のご報告ということで皆さんにこの案件をしているわけです。ですから、調整部会では、この景観審議会の重責を持った形で内容を審議しているということが前提ですので、当たり前ですけどもシビアにやっています。よりよくなるためには、その一つ一つの案件を積み重ねて、将来に向けてよりよくしていかなきゃいけないと。ですから、いろいろな規制あるいはいろいろな私有の権利がありますので、理想的な形のベストに持っていけるかといったら、それはなかなかいけないところもあるわけなんですよね。しかしながら、ベターを目指して、同じような案件が出てきたときは、次回はもっとよくなるようにというようなことを繰り返しています。

もっと単純に申し上げますと、部会では何をやっているかということ、事前に各委員にこういった資料が送られてきます。各委員は個別に内容を審議していただいて、そして部会で集まったときに協議するわけなんですけれども、そこでは申請事業者さんたちに具体的に説明をしていただいて、内容について質疑をします。そして、部会委員からさまざまなご意見をいただいて、その意見をその協議の中でクリアにしていくといえますか、個別に今日指摘したことは3点ですという形で申し上げます。それに対する回答を得て、そ

れがちゃんと改善されているかどうかというのを判断して、最終的に修正案として今日上がってきているわけです。部会では協議終了ということで決定させていただいたことを今日ご報告させていただいているということです。

簡単に申し上げますと、今の都営住宅の話が話題に出ましたので、この図面の中には、修正後で、例えば緑の話で今話題に上っていましたが、50年たって、保存樹木ぐらゐの大きさに育っている樹木があるので、すけれども、建設計画上どうしても伐採したいというような話もあります。ただし、極力保全して残してくださいと。それを第一条件として審議を進めたいということをおこなってきました。先ほどちょっと事務局が話をしていたのですが、具体的な建設になった時点でそれが守られていなかったという事実がありました。どうしてもやむを得なく伐採せざるを得ない樹木については明確にしてくださいと。と同時に、建設、個別の事業案件が実施される過程では、区の緑化担当とちゃんと協議してくださいと。今日もこの案件の中で、今後の実施にあたっては区の緑化担当と協議してくださいと、ちゃんと確約をしているわけなのです。

というような形で、幾つかの改善を含めて、これから大規模な改修工事では、よりよい景観が保全されて、新規に新しくクリエイトされるような、そのようなことを目指すことをしております。もちろん住宅団地だけでなく個別の案件もございますけれども、さっき工藤委員から、部会の空気がちょっと伝わっていないかもしれないというお話があったので、結構シビアにやっているということだけはお伝えしたいなと思います。

○倉田会長 千葉委員、何か補足がございま

すか。

○千葉委員 では、一言だけ。

先ほど建物の、少し圧迫感があるのではないかと、そんなご意見がありましたけれども、何となく皆さんはお感じになっていると思いますけれども、建物の全体的な印象はそれほど変わらない感じで建替えが進むような傾向がありまして、なかなか都のほうは決まりで、いろいろな創意工夫ができないような縛りがあるようなのです。先日も、先日だったか、「今、団地が熱い」とか言って、そういう番組がありまして、場合によってはいろいろなバリエーションで間取りとか何かも工夫しているようなケースもあるのですが、都はなかなかそのようなことはできにくいような組織になっているようですから、その辺で我々が何か言えるのは、道路のつながり方だとか、緑だとか、外観の印象を多少やわらげるとか、そういうあたりが専ら意見に出やすいわけですね。でも、実際は建物のことについても、もう少し工夫してもらいたいというのがありまして、そういうのはまた今後意見としては都のほうに言っていきたいと思っています。

○倉田会長 どうもありがとうございます。

せっかくなので、部会の空気といいますか、どんな形で審議をされているかというのをちょっとご紹介いただきまして、ご理解いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○土屋委員 土屋です。

2点なのですが、竹の塚のほうで、1つは、15ページを見ていただけたら一番わかりやすいかと思いますが、見ながら話をしたいと思いますが、修正後のほうで黄緑部分が緑地ということ言われていて、植栽を見ると野芝になるのか、この緑地の部分はどのようになるのかということはいかがでし

ようか。

○大竹都市計画課長 15ページの中で描かれています緑地、黄緑で塗られているところについては芝生になると聞いてございます。

○土屋委員 芝になるということですがけれども、現地を見にいってきまして、今、窓先空地を除いた部分は、現状の団地の中ではガーデニングというか畑といいますか、ちょっと住民の方たちが自主管理されていたりされていなかったり、ちょっとぼうぼうになっていたり、いろいろな状態になっているのかと思うのですが、きちんと管理されているところにおいては、季節ごとのきれいな花が咲いていたりとかして、いろいろなご近所さんたちとのコミュニケーションが図れる場というか、いろいろお話ができたり、ガーデニングを一緒にしながら楽しめるようなところになっている団地もほかのところではあったりするのですが、そうした部分というのはなくなってしまうことになるのでしょうか。

○大竹都市計画課長 基本的には、団地の外構部分につきましては共用部分なので、個人的に何かを置くとかということは、今回の工事の中ではきれいになってなくなっていくのかなと思っております。

ただ、委員がおっしゃられるとおり、コミュニケーションの場になっているということもあって、東京都のほうが、基本的に自主管理でやっていただくことになりましてけれども、その中で例えば花壇ですとかそういうものを認めていくということであれば、そういう形はまた改めてつくり出されていくということはあるのかなと思っております。

○土屋委員 わかりました。

あと、竹の塚七丁目に先立って六丁目のほうが今新しく建ってきているところかと思

いますが、そちらのほうを見ていると、緑地部分に結構ネコジャラシというか雑草みたいなものが生えてしまっていて——エノコログサというのですかね——ちょっときれいじゃないというか、管理されていないような状況にもなっていて、そうなってしまうと、せっかく景観をとということできれいに整えて、最初は野芝を植えてということで計画されていても、見た目は余りきれいじゃないというふうになってしまったりもするかと思うので、ぜひこの計画、せっかくつくった、皆さんが心血を注いでつくられたものだと思いますので、それが建った後も守られていくようにということで、ぜひ都のほうにも要望いただきたいなと思います。

2点目ですが、説明資料の9ページを見ていただくとちょっと写っているかと思うのですが、9ページの9-1の写真、団地の外観のところがあるかと思うのですが、写真の左側に金魚屋さんののぼりがあって、電柱があって、道路標識があってと、ここの部分までが都の管理の土地だということをお聞きしたのですが、団地の景観がきれいになっていっても、この部分、今見てくると、ごみが捨てられていて、雑草ぼうぼうになっていてということで、まさに割れ窓理論といいますか、残念な感じになっているのですね。ここを足立区も言っているようなビューティフル・ウィンドウズといいますか、きれいにしていくことで不法投棄とかごみが捨てられない、団地とも相まって景観を守っていくことになるかと思っておりますので、都の所有地であるという、境界線は都の管理ということだと聞きましたので、この見捨てられている部分もあわせて景観をきれいにしていくといいますか、ビューティフル・ウィンドウズとして推進していただければという都に要望をお願いできないかと思っております。

○大竹都市計画課長 その前のご意見ですが、竹の塚七丁目団地につきましては、今、第一期工事の協議が完了ということですが、第三期工事まで続きますので、その中で、東京都の管理を含めて、草ぼうぼうにならないように、うまく管理をしていただけるように伝えていきたいと思っております。

資料の6ページをご覧くださいますと、竹の塚七丁目団地の区域が一点鎖線で示されておりますけれども、ここの中につきましては東京都の責任範囲になりますので、9番の写真でできたところがちょっと境界で微妙なのですけれども、東京都の敷地の中につきましてはきれいにするように、それも伝えていきたいと思っております。

○倉田会長 よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

○山中委員 山中です。

今回、不思議だなと思った点があって、そこだけちょっと確認したいのですけれども、新しくなるということで、子育て世代なども過ごしやすいようにといったことが項目としてもあると思います。保育園が、この図の中でいうとC棟に入っていたのですけれども、今移転して、仮に違うところでやっているわけですが、この部分がどうなのかということと、あと、大きな公園が、ちょうどこの図でありますと、サクラ並木というところの集会所のあるあたりに大きく位置づけられておりましたが、この公園が少し変形するのでしょうか。その点でお聞きしたいなと思います。

○大竹都市計画課長 事務局です。竹の塚七丁目には、6ページのところで既存住棟の配棟がありますけれども、4号棟のところには竹の塚北保育園という保育園がございましたが、これが、竹の塚六丁目団地を先行して建

て替えるにあたって、竹の塚六丁目団地の2号棟に移転しております。その関係で、竹の塚七丁目団地のこの部分については、新しく保育園をつくる計画はないと聞いてございます。

団地内広場につきましては、もともと真ん中にありましたけれども、また同様の部分に集会所をつくって、その周りが少し広場になっているのと、あと北側に、都市計画道路の沿道に「いこいの広場」というものをつくって、既存の都市計画道路の沿道にある樹木と竹北公園との連続性も考えて、こちらのほうに広場をつくっていきます。あと、そのさらに北西の東武鉄道のほうにも広場をつくりたいというような配置に変わっていると聞いてございます。

○山中委員 公園がなくなってしまうのですか。その点が今わかりませんでした。

○大竹都市計画課長 事務局です。もともと都営住宅の中には公園はなくて、団地の中に広場として自主管理の広場を設けていたところですが、それが今回、北側ですとか集会所のところの一部配置替えでつくられていくということになっております。

○山中委員 緑化率が、足立は目標とするところまでかなり頑張らないと緑化率の目標が達成できないということでもありますし、緑豊かな地域ということで、こういった配慮がされるのだろうとは思っていて、さっき、圧迫感といったところでは大変配慮された変更であるというふうにも見ているわけなのですが、ぜひ子どもたちが遊べるような、そして高齢者なんかも連動して落ち着けるような場所に配慮していただきたいなと思うのですが、そういう意味では、「緑の記憶のみち」というふうに名称がついておりますが、この間、認知症の方々の徘徊による問題

というのは本当に多くありまして、区としても課題の一つかと思います。なので、「記憶のみち」というところで、覚えて、そのときに、保存樹の話がありましたし、木を守ってほしいというような意見がすごく注目されていたように、木と道と連動して、記憶——人間、認知症になった場合もおうちに帰れるとか、今、環境が変わってしまうことによって、高齢者は環境の変化が一番リスクが高いので、そういった意味で配慮されるといったことを期待しているのかどうか、その点議論したのかということ、この名前の由来も含めて確認したいと思います。

○大竹都市計画課長 高齢者さんの関係の話というのは特にはなかったと思うのですけれども、ただ、木がずっとそこにあって、建物だとかそういう配置は変わっても、その木を見ると少し記憶を思い出すみたいなこともあったりして、木が歴史・文化を語るというところもあるのかなということ、極力樹木を残してもらいたいということで協議をしているところはあります。

あとは、この団地全体で街角にたまりをつくるような計画にしております、そこに樹木があって、少し空間をつくってたまる場所、それと、15ページの修正後というところを見ていただきますと、高架下を通过这个の団地と西側と少し行き来できるようなところがあって、白旗塚史跡公園と団地だとか、西側のほうと行き来できるようなルートがありますので、そこから来たところについても、アイストップという、ポケットパークみたいなたまりをつくって、そこら辺でいろいろな歩行者が交流できるようにということも考えておまして、そこら辺の歩行者動線も少し考えながら計画をお互いに協議して詰めていっているところでございます。

○山中委員 ありがとうございます。ぜひそ

ういった配慮を注目して、重要点として引き続きよろしく申し上げます。

○倉田会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次第の3「その他」について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○山下係長 事務局です。

それでは、その他といたしまして、景観計画係で作成しております「あだまち散歩」についてご連絡させていただきます。

本日席上に配付しているA3観音折り、「あだまち3号」をご覧ください。

今回のエリアは足立区北東部の花畑を選びました。表紙の写真は花畑記念庭園、桜花亭の写真を使用しております。開いていただきますと、花畑の歴史やインタビュー。今回もご協力いただきました前年度まで景観審議会の委員でもありました馬場先生のコメントを記載しております。さらに開いていただきますと、花畑周辺の地図と、お勧めの公園や団地、寺社について紹介させていただいております。

裏面には景観投稿写真の募集の旨を記載しております。既に1件、投稿写真をいただいております。投稿写真につきましては、今年度作成予定の「あだまち4号」やパネル展にも使用したいと考えております。

以上で、その他についての説明を終わります。

○倉田会長 ただいま、その他についてご説明がございましたけれども、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の次第は全て終了いたしましたので、事務局のほうにお返しいたします。

○大竹都市計画課長 事務局です。倉田会長、ありがとうございます。

それでは、最後に、事務局から事務連絡が

ございます。

次回の審議会の開催日程につきましては、平成31年2月1日（金）午後2時からを予定しております。後日改めてご案内を送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日お車で来られた方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局までお申し出ください。

事務局からは以上でございますけれども、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

なければ、以上で第28回足立区景観審議会を閉会とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。